

# 阿久比一期一会荘【(介護予防)短期入所生活介護】利用料金表(概算)

(「基本料金」と「食費および居住費」の合計が基本的な利用料金概算となります。)

## ◎基本料金(1日あたり)

介護保険利用 (1割自己負担の場合)

R7.8.1現在

自己負担他 要介護度	基本 サービス費	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算Ⅰ	機能訓練 体制加算	サービス 提供体制 強化加算Ⅲ	介護職員等 処遇改善 加算Ⅰ	料金概算 ※送迎・食費・居 住費は含まれてい ません。
単位								
要支援1	451	4 8 13	12	6	算定した 総単位の 1000分の 140に相当 する単位	約550円 約680円 約750円 約830円 約920円 約1,000円 約1,080円		
要支援2	561							
要介護1	603							
要介護2	672							
要介護3	745							
要介護4	815							
要介護5	884							

※1単位は10.17円です(地域区分7級地)。

※上記は、介護保険の自己負担割合が1割の場合の料金です。負担割合証により2割、3割の料金になる場合があります。

※送迎料金は片道184単位加算されます。また、通常のサービス提供区域外の送迎に関しては、別途費用をいただきます。

※加算は変更になる可能性があります。

※低所得者の利用料金を軽減する制度があります。詳しくは担当者までお尋ねください。

## ◎食費および居住費

		個室	多床室
食事負担 (1食あたり)	朝食	420円	
	昼食	550円	
	夕食	475円	
居住費		1,231円	915円
負担合計額		2,676円	2,360円

※食事はご提供分のみ費用負担があります。

## 《特定入所者介護サービス費による食費・居住費の軽減制度について》

食費・居住費の負担が、低所得者の方にとって過重な負担とならないよう、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図る制度です。※段階の認定は世帯の所得に応じて、市町村にて判断されます。

区分(段階)	本人・世帯の収入・所得の状況	預貯金要件	居住費(個室)	居住費(多床室)	食費
第1段階	生活保護受給者、世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身1,000万円 夫婦2,000万円	380円	0円	300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入額(非課税年金を含む。) + 合計所得金額が80.9万円以下	単身650万円 夫婦1,650万円	480円	430円	600円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入額(非課税年金を含む。) + 合計所得金額が80.9万円超120万円以下	単身550万円 夫婦1,550万円	880円	430円	1,000円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入額(非課税年金を含む。) + 合計所得金額が120万円超	単身500万円 夫婦1,500万円	880円	430円	1,300円
第4段階	世帯に課税者がいる者、市町村民税本人課税者		1,231円	915円	1,445円

※上記以外に高額介護サービス費の支給や低所得者に対する減免制度があります。詳しくは担当者までお尋ねください。

## ◎その他の費用

内容	費用
理美容サービスを受けられた場合の費用です。パーマ、染髪は別料金となります。	2,500円~3,100円/1回
希望により事業所が所有するテレビを居室内に設置する場合の費用です。	100円/1日